社会福祉法人高砂福祉会役員等報酬および費用弁償に関する内規

（目的）

第１条　この内規は、社会福祉法人高砂福祉会の（以下「法人」という。）の名誉理事、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合はこれを支給しない。

１前項の報酬の額は、役員会および評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合において、１開催につき10,000円とする。

（費用弁償等）

第３条　高砂福祉会の役員等には、職務を行うために要する費用弁償として、次のとおり支給する。

1.　交通費　実費支給
　　給食費　実費支給

2.　役員等出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当およびその他の費用に区分する。

3.　交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定料金などを含む）に要した費用を支給する。

4.　宿泊費は宿泊に伴う室料、付随する税およびサービス料とし、出張中の宿泊数に応じた費用を支給する。

5.　その他、出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費および雑費等は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する

6.　参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

（渉外費）

第４条　法人の渉外のため必要な費用は、その都度理事長の決裁を得て支出する。

（附則）この内規は、　昭和60年4月1日　施行
　　昭和60年3月24日　適用
一部改定　平成5年5月23日　施行
　　平成5年4月1日　適用
一部改定　平成28年12月10日　施行
　　平成29年1月1日　適用
一部改定　令和5年3月28日　施行
　　令和5年4月1日　適用